

【参考】住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令による改正後の住民基本台帳法施行規則（平成二十二年総務省令第百十三号）新旧対照表

○ 住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）

（傍線の部分は一部改正省令による改正部分、二重線は一部改正省令の一部改正による改正部分）

改正案	現行
<p>（戸籍の附票の記載の修正のための通知の方法）</p> <p>第五条の二 法第十九条第四項の規定による通知は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>2 法第十九条第四項に規定する総務省令で定める場合は、電気通信回線の故障その他の事由により電気通信回線を通じた送信ができない場合とする。</p> <p>（最初の転入届の手続）</p> <p>第六条 法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をしようとする者は、市町村長に対し、法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けている旨を明らかにしなければならない。</p> <p>（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）</p>	<p>（新設）</p> <p>（最初の転入届の手続）</p> <p>第六条 法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をしようとする者は、市町村長に対し、法第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をした旨を明らかにしなければならない。</p> <p>（新設）</p>

第七条の二 令第二十四条の三第七号に規定する総務省令で定めるものは、当該住民基本台帳カードの様式が別記様式第一又は別記様式第二のいずれであるかの別、当該住民基本台帳カードが真正なものであることを確認するために転入地市町村長が用いる符号その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項とする。

(現に届出の任に当たっている者を特定する方法)

第八条 法第二十七条第二項の規定による提示若しくは提出又は説明は、次のいずれかの方法によるものとする。

- 一 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

二 (略)

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第十一条 令第三十条の五第一号に規定する総務省令で定める記載の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二十二条、第三十条の四十六及び第三十条の四十七の規定による届出に基づき住民票の記載を行った場合 転入等

二・三 (略)

2 3 4 (略)

(現に届出の任に当たっている者を特定する方法)

第八条 法第二十七条第二項の規定による提示若しくは提出又は説明は、次のいずれかの方法によるものとする。

- 一 法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

二 (略)

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第十一条 令第三十条の五第一号に規定する総務省令で定める記載の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二十二条の規定による届出に基づき住民票の記載を行った場合 転入

二・三 (略)

2 3 4 (略)

(削除)

(住民基本台帳カードの交付申請書の記載事項)

第三十四条 法第三十条の四十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）の氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式とする。

(写真の添付)

第三十五条 交付申請者で別記様式第二に規定する住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、法第三十条の四十四第二項に規定する交付申請書に、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真を添付しなければならない。ただし、法第三十条の四十四第一項に規定する住所都市町村長（以下「住所都市町村長」という。）が必要がないと認めるときには、添付を省略することができる。

(住民基本台帳カードの交付の手續)

第三十六条 令第三十条の十五第一項に規定する総務省令で定める書類は、次

(住民基本台帳カードの表面記載事項等)

第三十四条 住民基本台帳カードの表面に記載する事項は、氏名（別記様式第二に規定する住民基本台帳カードについては、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所）とし、半導体集積回路に記録する事項は、住民票コードとする。

(住民基本台帳カードの交付申請書の記載事項)

第三十五条 法第三十条の四十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）の氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式とする。

(写真の添付)

第三十六条 交付申請者で別記様式第二に規定する住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、法第三十条の四十四第二項に規定する交付申請書に、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真を添付しなければならない。ただし、市町村長が必要がないと認めるときには、添付を省略することができる。

(住民基本台帳カードの交付の手續)

第三十七条 令第三十条の十五第一項に規定する総務省令で定める書類は、次

に掲げるいずれかの書類及び法定代理人にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類とする。

一 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて交付申請者が本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

二 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

2 令第三十条の十五第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

二 (略)

三 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）

であつて交付申請者が指定した者が本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

(住民基本台帳カードの様式)

に掲げるいずれかの書類及び法定代理人にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類とする。

一 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの

二 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

2 令第三十条の十五第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

二 (略)

三 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）

であつて交付申請者が指定した者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの

(住民基本台帳カードの様式)

第三十七条 住民基本台帳カードの様式は、別記様式第一及び第二のとおりとする。

(住民基本台帳カードの再交付を求めることができる場合)

第三十八条 令第三十条の十七第一項に規定する総務省令で定める場合は、住民基本台帳カードの機能が損なわれた場合とする。

(住民基本台帳カードの再交付申請書の記載事項)

第三十九条 令第三十条の十七第一項に規定する総務省令で定める事項は、申請者の氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別、再交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式並びに住民基本台帳カードの再交付を受けようとする事由とする。

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付を求めることができる場合)

第四十条 令第三十条の十八第一項に規定する総務省令で定める場合は、追記欄の余白がなくなったときその他住所市町村長が特に必要と認めるときとする。

(住民基本台帳カードの返納届の記載事項)

第四十一条 令第三十条の二十一第二項及び第三項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

第三十八条 住民基本台帳カードの様式は、別記様式第一及び第二のとおりとする。

(住民基本台帳カードの再交付を求めることができる場合)

第三十九条 令第三十条の十八第一項に規定する総務省令で定める場合は、住民基本台帳カードの機能が損なわれた場合とする。

(住民基本台帳カードの再交付申請書の記載事項)

第四十条 令第三十条の十八第一項に規定する総務省令で定める事項は、申請者の氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別、再交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式並びに住民基本台帳カードの再交付を受けようとする事由とする。

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付を求めることができる場合)

第四十一条 令第三十条の十九第一項に規定する総務省令で定める場合は、追記欄の余白がなくなったときその他市町村長が特に必要と認めるときとする。

(住民基本台帳カードの返納届の記載事項)

第四十二条 令第三十条の二十三第二項及び第三項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

(削除)

(住民基本台帳カードを交付した場合等の通知の方法)

第四十二条 令第三十条の二十四第五項及び第七項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民基本台帳カードの暗証番号)

第四十三条 令第三十条の十五第一項の規定により交付申請者又はその法定代理人が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、数字四桁からなる暗証番号を設定しなければならない。

2 令第三十条の十五第二項の規定により交付申請者の指定した者が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者は、数字四桁からなる暗証番号を住所都市町村長に届け出なければならない。

3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを利用するに当たり、住所都市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所都市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から法に規定する事務若しくはその処理す

(住民基本台帳カードの返納の際の通知の方法)

第四十三条 令第三十条の二十三第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民基本台帳カードを交付した場合等の通知の方法)

第四十四条 令第三十条の二十五第二項及び第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民基本台帳カードの暗証番号)

第四十五条 令第三十条の十五第一項の規定により交付申請者又はその法定代理人が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、数字四桁からなる暗証番号を設定しなければならない。

2 令第三十条の十五第二項の規定により交付申請者の指定した者が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者は、数字四桁からなる暗証番号を市町村長に届け出なければならない。

3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを利用するに当たり、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又はその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村以外の市町村の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若し

る事務であつて法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができるとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならぬ。

(住民基本台帳カードの技術的基準)

第四十四条 住民基本台帳カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(通称の記載及び削除に係る申出書の記載事項)

第四十五条 令第三十条の二十六第一項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに令第三十条の二十六第一項に規定する通称(以下「通称」という。)として記載を求める呼称が国内における社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明とする。

2 令第三十条の二十六第四項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別とする。

(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え)

第四十六条 法第三十条の四十五に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)に係る住民票に通称が記載されている場合におけるこの省令の規

くは法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から法に規定する事務若しくはその処理する事務であつて法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならない。

(住民基本台帳カードの技術的基準)

第四十六条 住民基本台帳カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(新設)

(新設)

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第十一条第三項第二号</p>	<p>氏名</p>	<p>氏名及び令第三十条の二十六第一項に規定する通称（以下この条から第二十七条の二までにおいて「通称」という。）</p>
<p>第二十一条の二第二号及び第七号並びに第二十七条の二第二号及び第七号</p>	<p>氏名</p>	<p>氏名及び通称</p>
<p>別記様式第1及び別記様式第2</p>	<p>氏名</p>	<p>氏名／通称</p>

（在留カードに代わる書類等）

第四十七条 法第三十条の四五及び令第三十条の三十第一項に規定する総務省令で定める場合は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正法」という。）附則第七条第一項に規定する法務大臣が中長期在留者（出入

（新設）

国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）に対し、出入国港において在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）を交付することができない場合とする。

2 法第三十条の四十五及び令第三十条の三十第一項に規定する総務省令で定める書類は、入管法等改正法附則第七条第一項の規定により、後日「在留カード」を交付する旨の記載がされた旅券とする。

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）

第四十八条 法第三十条の四十六に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等で、住民基本台帳に記録されていないものが新たに市町村の区域内に住所を定めた場合
- 二 日本の国籍を有しない者（法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で、住民基本台帳に記録されていないものが法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等となった後に転入をした場合

（外国語で作成した文書への訳文の添付）

第四十九条 法第三十条の四十八又は第三十条の四十九に規定する世帯主との続柄を証する文書で外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合）

第五十条 令第三十条の二十九第四号の総務省令で定める場合は、次に掲げる

（新設）

（新設）

（新設）

場合とする。

- 一 世帯主でない外国人住民が法第二十五条の規定による届出をする場合
- 二 令第八条、第八条の二、第十条又は第十二条第三項の規定により消除された住民票、戸籍に関する届書、申請書その他の書類又は法第九条第二項の規定による通知に係る書面その他の世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を明らかにすることができる書類を住所地市町村長が保存している場合

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定及び第四十四条の次に六条を加える改正規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日
- 二 附則第二条の規定 公布の日

(外国人住民に係る住民票に関する経過措置)

第二条 改正法附則第五条第一項に規定する総務省令で定めるものは、改正法附則第三条第五項に規定する通知を受けた後、同条第一項に規定する仮住民票（以下この条において「仮住民票」という。）の記載事項のうち改正法に

よる改正後の住民基本台帳法第二十二條第一項第二号又は第五号に掲げる事項に変更のあつた場合において、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）附則第五條の規定により当該仮住民票の記載の修正が行われていないもの以外のものとする。

別記様式第 1 (第37条関係)

(略)

別記様式第 2 (第37条関係)

(略)

別記様式第 1 (第38条関係)

(略)

別記様式第 2 (第38条関係)

(略)

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

改正案		別表（第三条関係）	
法令名	条項	法令名	条項
住民基本台帳法施行令（昭和四十二年法律第二百九十二号）	第三十条の十七第一項	住民基本台帳法施行令（昭和四十二年法律第二百九十二号）	第三十条の十八第一項
現行		別表（第三条関係）	